

保険料の納付方法

普通徴収 保険料は、年金天引き(以下「特別徴収」という)で納付する人を除き、毎年4月から翌年3月までの1年分を、7月(第1期)から翌年3月(第9期)までの年9回の納期で納付していただきます。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納期限	7月 31日	9月 2日	9月 30日	10月 31日	12月 2日	12月 25日	来年 1月 31日	来年 3月 2日	来年 3月 31日

※各期の納期限は、各月の末日(12月は25日)ですが、該当日が土・日曜日、祝・休日の場合は、その翌日が納期限となります。

特別徴収 次の全ての条件に当てはまる人は、保険料を年金から差し引いて納めていただくことになります。

- 世帯主が国保の被保険者
- 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、保険料と介護保険料を合わせた1回当たりの徴収額が、年金1回当たりの支給額の2分の1を超えない ※2分の1を超える場合は介護保険料のみを年金から徴収
- 世帯内の国保の被保険者全員が65～74歳

◆以前から特別徴収で保険料を納めている人

徴収月	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	来年2月

◆今年度から新たに特別徴収で保険料を納める人

納期限	普通徴収で納付			特別徴収で納付			
	第1期	第2期	第3期	徴収月	10月	12月	来年2月
	7月 31日	9月 2日	9月 30日				

特別徴収の人が口座振替を希望するときは

特別徴収を開始する月の3カ月前の月末までに申出書を提出してください。

申し出には、印鑑、納入通知書または国民健康保険被保険者証(以下「保険証」という)のほか、新規に口座振替を依頼する場合は、「津市市税等口座振替依頼書」の依頼者保管用の写し(事前に金融機関で口座振替手続きが必要)も併せて必要となります。

国民健康保険のための所得申告

国保加入者で、市・県民税の申告または所得税の確定申告をしていないと思われる人に、「令和元年度(平成30年分)国民健康保険所得申告書」を送付しました。収入の有無にかかわらず、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)に直接または郵送で提出してください。提出しないと所得が不明ということで、適正な保険料の軽減などの措置や医療給付が受けられないことがあります。

旧被扶養者減免の改正

国民健康保険法施行令の改正で、旧被扶養者(被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療保険制度に移行することに伴い、被用者保険の被扶養者から国保の被保険者となった者)の保険料の減免が令和元年度分以降の保険料から変更になります。

保険料区分	平成30年度分まで	令和元年度分以降
所得割	10割減額	10割減額
被保険者均等割	5割減額	資格取得日の属する月以降2年を経過する月までの間5割減額
世帯別平等割		

納付には便利な口座振替を

日頃忙しい人や、うっかり納め忘れてしまいがちなおのために、簡単で便利な口座振替をお勧めします。手続きは、市内に支店のある金融機関(ゆうちょ銀行含む)の窓口へ、保険証または納入通知書と通帳、通帳印(届け出印)を持参の上、お申し込みください。申し込んだ月の翌月末の納期分から口座振替を開始します。

お薬手帳を活用しましょう

お薬手帳は、あなたが使っている薬を記録するための手帳ですので、医療機関や薬局に必ず持って行きましょう。また、お薬手帳は薬局ごとに持たず、1冊にまとめましょう。

お薬手帳のメリット

- 薬の重複や不適切な飲み合わせを防ぐことができる
- 副作用歴、アレルギー、過去の病気などが明確に伝えられる
- 災害時などにいつもの薬が分かる



津市国民健康保険加入中の40～74歳の人へ

特定健康診査の受診を

対象者(長期入院、施設入所者を除く)に、6月末から特定健康診査の受診券を順次送付しています。健康管理のために、ぜひ受診しましょう。治療中の人も特定健診の対象です。治療のための検査以外の項目が含まれるかもしれませんので、受診券が届いたら早めに受診しましょう。詳しくは、受診券に同封の案内または広報津6月16号と同時期に配布の「令和元年度がん検診と健康診査のご案内」をご覧ください。なお、7月から、はがきや訪問で特定健康診査の案内と受診の呼び掛けを行いますので、ご理解ください。

問い合わせ 保険医療助成課保険担当(特定健診)

☎229-3317 FAX 229-5001